

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第65号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附則第3項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

職種	時間額
一般行政事務	1,240円
清掃作業員、調理員	1,310円
調理補助員	1,230円
保育士、保育教諭、幼稚園講師	1,650円
保育指導員	1,570円
保育補助員	1,390円
用務員	1,230円
用務員兼調理員、栄養士、管理栄養士	1,360円
手話通訳者	1,580円
訪問支援員	1,290円
保健師、看護師、助産師	1,670円
精神保健福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、公認心理師、臨床心理士	1,650円
視能訓練士	1,650円
介護支援専門員	1,680円
小・中学校講師	2,900円

部活動指導員	1, 740円
教育指導員	1, 650円
養護教諭	1, 670円
特別支援教育支援員	1, 430円
学童保育指導員	1, 440円
消費生活相談員	1, 880円
司書	1, 290円
水泳指導補助員	1, 230円
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額

別表第3中「355円」を「365円」に、「500円」を「520円」に、「645円」を「675円」に、「790円」を「830円」に、「935円」を「985円」に、「1, 080円」を「1, 140円」に、「1, 200円」を「1, 295円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則（附則第3項を削る改正規定を除く。）による改正後の香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された給与及び費用弁償は、改正後の規則の規定による給与又は費用弁償の内払とみなす。